

# 第5回工業用水道政策小委員会（平成26年5月13日開催） において検討した「今後の政策展開」の対応状況

## 今後の施策展開

### 1. 規制緩和等による経営改善への環境整備

#### ① 基準料金制の廃止

経営の自由度を高め収益性を向上

- ・料金の上限としての基準料金を廃止
- ・料金は、算定要領で算出した額の範囲内とする。

#### ② 雑用水規制の緩和

手続簡素化、給水条件緩和で販路拡大

- ・雑用水比率10%以下における届出制を廃止
- ・同10%以上における了承制を届出制に緩和
- ・料金・供給条件を緩和

#### ③ 施設の有効活用や処分の促進

資産の有効活用やダウンサイジングにより収益を改善

- ・補助金で取得した財産の処分手続きや補助金返還の承認基準等について手引書を作成

#### ④ 工業用水道施設の技術的基準の改正

新技術の導入や創意工夫により更新費用を削減

- ・耐震基準の追加
- ・数値で規定されている基準を性能規定化

#### ⑤ PFI導入ガイドラインの改訂

PFI/PPPの活用により事業の運営基盤を強化

- ・水道等の先行事例の概要を掲載
- ・公共施設等運営権制度の解説を追加

#### ⑥ 補助金制度の見直し

国土強靱化の推進、産業競争力の強化

- ・施設の更新・耐震化に係る予算の当初予算化に努力
- ・中長期的には事業規模要件を廃止し、産業政策に合わせた採択要件に変更



### 昨年の小委員会後の対応状況



- ・基準料金の廃止を通知、料金承認申請は算定要領で定める範囲内とする等の補助金交付要綱細則を制定(平成27年4月1日付)



- ・27年度からの雑用水供給に係る運用の変更を通知(平成26年12月25日付)



- ・「工業用水道事業費補助金により取得等した財産の処分についての解説」を作成(平成27年5月28日付通知)



- ・工業用水道施設の技術的基準を定める省令を改正(平成27年1月20日付)



- ・「工業用水道事業におけるPFI導入の手引書」として改訂(平成27年5月22日付通知)



- ・補助金制度の見直しを継続検討中

### 2. 事業統合・広域化、上水道との連携・施設共用化

事業統合、上水道との施設共用化等について課題を整理し、対応策を検討



- ・実態調査(アンケート・ヒアリング)結果等を踏まえ課題や事例を整理

### 3. 工業用水道の海外展開に向けた検討

海外におけるニーズの有無、上下水道分野との連携、官民連携の在り方等を調査



- ・有識者ヒアリング等を踏まえ論点を整理

### 4. 準公共財としての工業用水道による社会貢献

大規模災害時に工業用水道が地域の種々の水需要に応えられるよう、その準備を推進



- ・日本工業用水協会のウェブサイト等を活用し取組事例を周知

# 1. ① 基準料金制の廃止について

## 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

「工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金の取扱について(平成11立施設第1号)」について、以下の内容を骨子とする改正を行うことについて検討する。

- ・通達における基準料金の位置付けについて、補助金の交付を受けた事業に係る料金の上限値から建設補助金の補助率を算定する際の基準単価に変更。
- ・特例基準料金を廃止
- ・料金は、工業用水道料金算定要領(平成25年経済産業省告示第19号)に基づき算定した料金の範囲内とすべきことを明確化
- ・補助金の交付を受けた事業の料金としての位置付けでなくなることから、適用外に係る規定を削除。

なお、留意点として、ユーザー企業への低廉な工業用水の供給という工業用水道事業法の趣旨を踏まえ、料金の値上げに係る手続きに際しては、工業用水道事業費補助金交付要綱第9条に基づく料金変更の承認申請(10%(前回の料金改定から3年以内の事業については5%)を超える値上げ)があった場合、適正な値上げかどうか、及びユーザー企業への説明状況等について承認基準を明確化して厳格な審査を行う。

## 対応状況

平成27年3月31日をもって「工業用水道事業補助金の交付を受けた事業の料金の取扱について」を廃止するとともに、平成27年4月1日付けの工業用水道事業費補助金交付要綱細則に料金の承認に係る基準として、以下の2点について新たに規定した。(参考資料2)

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"><li>・「工業用水道事業補助金の交付を受けた事業の料金の取扱について」に定める基準料金以下</li><li>・条件を満たした場合は、基準料金の2倍を限度とした特例基準料金を認める</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「工業用水道事業補助金の交付を受けた事業の料金の取扱について」は廃止</li><li>・料金は、工業用水道料金算定要領に基づき算出した料金の範囲内(工業用水道事業費補助金交付要綱細則第1)</li></ul>
—	<ul style="list-style-type: none"><li>・受水企業に対して、工業用水道事業の経営状況、料金の算定根拠、資金計画等を示し、料金の変更等について十分な説明がなされ、概ね理解が得られていること。(同上)</li></ul>

# 1. ② 雑用水規制の緩和について

## 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

今後、工業用水の需要増加が見込めない中、雑用水の供給を増やしていくことは、収益増加への一助となると考えられることから、「工業用水道からの雑用水供給について」(平成8年5月1日通商産業省環境立地局産業施設課長通知)(以下、雑用水規制)について、以下の内容を含む改正を検討する。

- |                       |                                      |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ①届出書の提出(雑用水比率10%以下)   | → 届出制廃止                              |
| ②産業施設課長の了承(雑用水比率10%超) | → 届出制に緩和                             |
| ③料金その他の供給条件は、工業用水に準ずる | → 料金・供給条件の自由化                        |
| ④供給要件は4要件のひとつを満たす     | → 供給対象の実質的緩和<br>※年1回の雑用水供給概況の提出を義務付け |

## 対応状況

雑用水規制の内容を改正し、平成26年12月25日付けで施行。改正後の雑用水規制について、各経済産業局を通じ、工業用水道事業者に対し周知を行った。改正のポイントは以下の通り。(参考資料3)

### 【手続きの簡素化】

足早な雑用水需要に対応するため、給水能力の10%の範囲内で雑用水を供給する場合については手続きを不要とするとともに、10%を超える場合には事前の了承制から計画書の届出制に変更。

### 【料金・供給条件の自由化】

雑用水の多様な需要に対して、柔軟に対応するため、従来、工業用水の料金その他の供給条件に準ずるものとしていたが、給水区域を除き規制を撤廃。

### 【供給対象の実質的緩和】

供給条件を自由化するとともに供給対象の実質的緩和につなげるため、供給対象の例示として挙げている施設等について、事業者から問い合わせの多かった植物工場等の農業施設、商業施設等を明文化。

### 【雑用水供給概況の提出】

手続きの簡素化により、給水能力の10%の範囲内であれば手続きが不要となることから、雑用水供給の状況を適切に把握するため、工業用水道事業者に対する年1回の雑用水供給概況表の提出を規定した。

# 1. ③ 施設の有効活用や処分の促進について

## 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

収益構造の改善のため施設のダウンサイジングや有休施設の有効活用を進めていくことが必要であるが、処分制限財産の有効活用等に際しては、承認基準や補助金返還額の算定等が分かりにくいことが検討の妨げとなっていると考えられる。

工業用水道事業費補助金で取得した財産の有効活用や処分に関するルールは、経済産業省の会計課通達に規定されており、この通達の適切な執行のために、通達の解釈及び過去の承認事例を基とした、事業者が処分制限財産の有効活用策を考える際にあれば役立つと考えられる具体的なケースについて想定問答を作成する(Q&A方式)。

## 対応状況

Q&A集等を盛り込んだ「工業用水道事業費補助金により取得等した財産の処分についての解説」(参考資料4)を作成し、平成27年5月28日付けで各経済産業局を通じ、工業用水道事業者に対し通知した。その主な内容は以下の通り。

○工業用水道事業費補助金における財産処分手続きフロー図により手続きの全体を解説

○財産処分に係る承認基準及び国庫納付額の算定方法についてのポイントを表示

○財産処分の過去の承認事例及びQ&A集

転用、譲渡(無償、有償)、交換、貸付(無償、有償)、取壊し、廃棄等の区分別に事例をとりまとめるとともに、Q&A集を作成

【例】

Q1.	渇水によりダム貯水率が低下し、水道事業において供給不足が生じた際、一時的に補助金を受けた工業用水道事業の余裕水量分を給水した場合の処分如何
Q2.	補助金を受け取得した浄水場建設予定地に、事業者自身が太陽光発電設備を設置し、売電を行う場合の財産処分如何
Q3.	補助金を受け取得した用地を貸与する場合については、どのような財産処分の承認手続きが必要であるか
Q4.	他の事業者へ補助金を受けた工業用水道事業を承継する場合の財産処分方法如何
Q5.	補助金を受けた工業用水道事業から他の利水事業へ水利権を譲渡する場合の財産処分方法如何
Q6.	補助金を受け道路埋設された配水管が、道路拡張整備事業の影響で支障となり移設を求められた際の財産処分方法如何

# 1. ④ 工業用水道施設の技術的基準の改正について

## 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

技術的基準を定める省令について以下の内容の改正を検討。

○近い将来発生が予想される大規模地震に備えた耐震基準の整備

耐震性に係る規定の考え方

- ・平成25年3月に策定した更新・耐震・アセットマネジメント指針と整合性のある基準とする。
- ・レベル1地震動とレベル2地震動のそれぞれに対する性能を施設の重要度に応じて規定。
- ・耐震性の基準は、省令改正の施行日以降に建設又は改築する施設から適用する。

○新技術導入や創意工夫の反映のために仕様規定を性能規定化

## 対応状況

工業用水道施設の技術的基準を定める省令を改正(平成27年1月20日公布)。改正のポイントは、以下の通り。  
(参考資料5)

【耐震基準の新規設定について(第1条:平成28年4月1日施行)】

- ・工業用水道施設が、地震動の規模ごとに、その施設の重要度に応じて備えるべき耐震性能を規定した。
- ・施行の際、現に設置され、又は設置の工事が行われている工業用水道施設については、その施設の次の更新のときまでは、規定を適用しないこととした。

【仕様基準の性能規定化について(第2条～第7条:平成27年1月20日施行)】

・主な変更内容は次のとおり。

ポンプ設備	設置の場所ごとに1台以上の予備ポンプが設けられていること	→	必要に応じて予備ポンプが設けられていること
沈砂池	数が2以上であること等。容量は1日最大取水量の10分間分以上、かつ、その平均流速が7センチメートル毎秒以下	→	原水中の砂を除去するために必要な能力を有するもの
井戸等の取水量	井戸又は集水埋きよの取水量について、最濁水時の連続揚水試験における最大の揚水量の70パーセント以下	→	揚水試験の結果に基づき算定された揚水量
導水きよ	平均流速は、内面がモルタル又はコンクリートの場合、3メートル毎秒、鋼又は鋳鉄の場合は6メートル毎秒以下	→	内面が摩耗されない流速以下
浄水施設	普通沈でん池の容量は、1日当りの最大浄水量の4時間分以上 凝集池の容量は、1日当りの最大浄水量の20分間分以上等 薬品沈でん池の容量は、1日当りの最大浄水量の2時間分以上等	→	必要な沈でん又は凝集が行われるのに十分な容量以上
配水施設	配水池又は配水槽の容量は、1日最大給水量の30分間分以上	→	配水量の時間変化を勘案して必要な容量以上

# 1. ⑤ 工業用水道事業におけるPFI導入ガイドラインの改訂について

## 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

PFI／PPPは、民間の経営ノウハウ、資金力、技術力の活用が図られ、工業用水道事業の運営基盤の強化及び豊富低廉な工業用水の安定供給に繋がることが期待される。このため、工業用水道事業者がPFI事業の検討を行うための実務的な手引きである「工業用水道事業におけるPFI導入ガイドライン」を改訂する。

### 【ガイドライン改訂の概要】

- ・23年度のPFI法改正において導入された公共施設等運営権制度をはじめとする制度改正に伴う事項を追加。
- ・他分野を含めたPFIの先行事例の概要を掲載することでPFIの導入に向けた具体的な取組により役立つものとする。

## 対応状況

ガイドラインの内容を改訂するとともに、PFI事業の検討を行うための実務的な手引きとして位置付け、名称を「工業用水道事業におけるPFI導入の手引書」(以下、手引書)(参考資料6)と改め、平成27年5月22日付けで各経済産業局を通じ、工業用水道事業者に対し通知した。手引書の内容は以下のとおり。

### 【PFIの概要】

PFI全体の概要を整理し、一般的な特徴、期待される効果を紹介するとともに、工業用水道事業におけるPFIの導入の意義について記載。

### 【PFIの導入手順】

工業用水道事業において、PFIを導入するに当たり、導入可能性調査の実施内容、事業化手続、実施に向け検討すべき内容等を紹介。

### 【先行事例】

PFI事業の検討段階から事業化、事業終了までの手続について、旧ガイドラインで紹介した埼玉県企業局の事例に加え、愛知県企業庁の事例も先行事例として紹介。

### 【公共施設等運営権制度】

いわゆるコンセッション方式のPFIについて導入経緯や効果等を含め紹介。

# 1. ⑥ 補助金制度の見直しについて

## 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

- 今後、短期的には、以下の考え方で補助制度の見直し及び予算の獲得に努めることとしたらどうか。
  - ・建設に係る長期継続補助事業の見直し(事業期間の延長は原則行わない。)
  - ・採択に際し規模要件のない「施設の更新・耐震化」に係る予算の当初予算化。
  - ・新規案件の採択に際しては、事業性や経営健全化への努力に加え、国土強靱化の視点(地震対策地域内かどうか、災害時の貢献への準備を考えているか等)など、複数の視点で評価を行い優先順位を決める等メリハリの付いた予算配分とする。
- 現行の補助制度は、高度成長期における大規模な産業基盤整備といった観点を引き摺っているため、採択要件として事業の規模が定められているが、我が国経済が成熟期を迎える中で、大規模な産業基盤整備が必要な時代は終焉しており、補助制度の採択要件も変えていく必要がある。

このため、中長期的には、現行制度の事業規模による要件を廃止し、例えば、産業競争力の強化(マザー工場等研究と製造の施設が併設されている工場など)や地域経済振興への貢献(産業クラスターの中核団地形成など)といった近年の産業政策に合わせた採択要件への変更を行っていくこととしたらどうか。

## 対応状況

### ○従来の工業用水事業費に係る補助事業の見直し

平成27年度予算より、建設及び改築補助事業について、事業延長分の補助については、原則認めないこととした。

### ○規模要件のない新たな補助事業の導入を検討

今後は、継続事業を着実に進めるとともに、新規の事業については、「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新・耐震化計画の策定及び経営改善の取組を促進するよう、例えば、次のような項目を総合的に評価した上で、補助対象を選定することを検討。

<評価項目例>

- ① 更新・耐震計画: 計画の策定状況、当該事業の事業体における優先順位、費用対効果、計画のユーザーへの説明状況
- ② 供給途絶リスク: 老朽化度、耐震化率、地震防災対策推進地域、重大な危険が発生するおそれのある施設
- ③ 経営改善の取組: 未契約率とその対策状況、事業統合・広域連携等の取組、PFI/PPP事業の導入状況、資産維持費の導入、責任水量制等の料金制度の見直し、職員の職務能力向上のための取組
- ④ 緊急時の準備: 複数ルートでの供給体制、大規模災害時の工業用水の利活用、業務継続計画(BCP)の取組

※ 従来のような規模要件は設定しない。

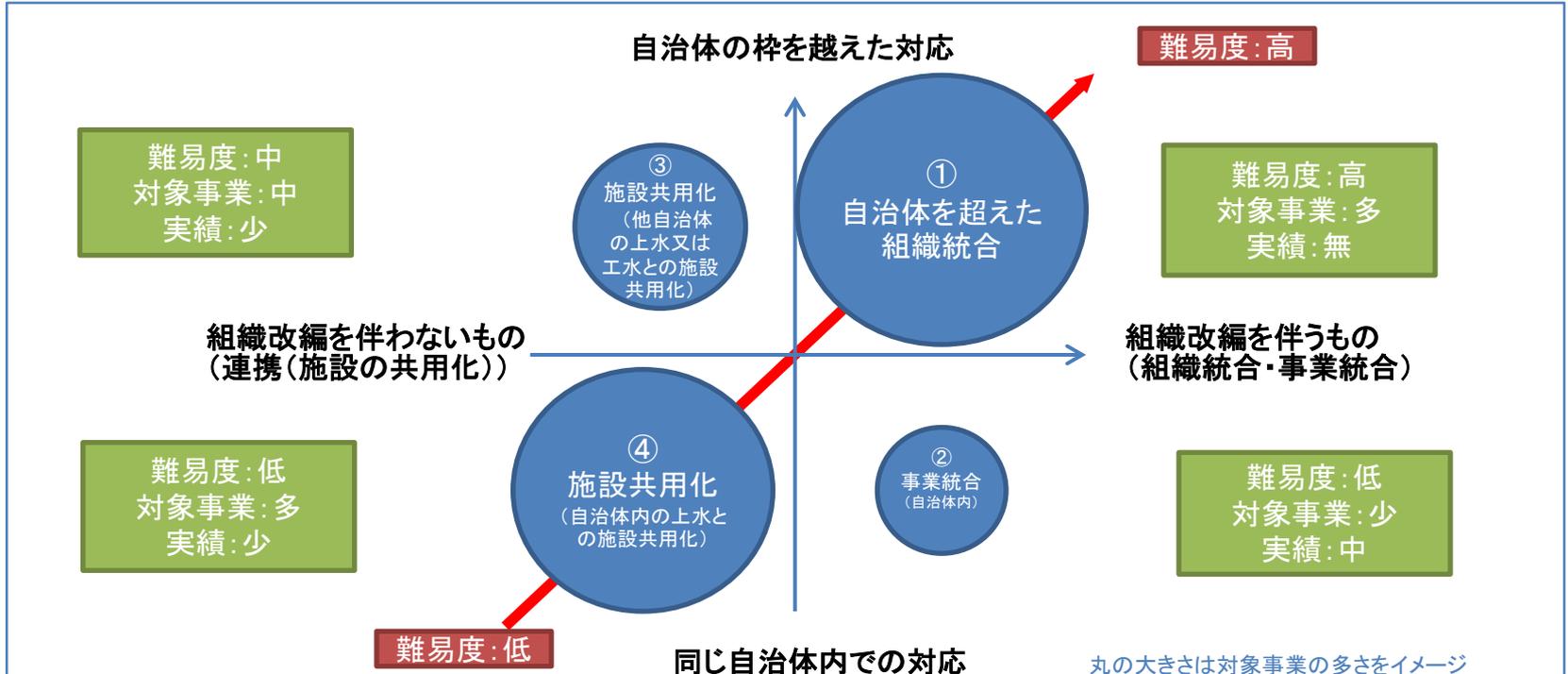
# 2. 事業統合・広域化、上水道との連携・施設共用化について

## 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

工業用水道事業者が自らのこととして検討が行えるよう、事業の自治体内事業統合、自治体間事業統合及び上水道との施設共用化のそれぞれについて、事例研究を行うことにより、課題や問題点、また、障害となる事項などについて整理を行い、その対応策について取りまとめていくこととしたらどうか。

## 事業統合・広域化・上水道との連携・施設共用化の整理

- 工業用水道については、これまでの議論のとおり水需要は低迷しており、今後も本傾向が続くと考えられることから、設備の合理化を進めない限り、設備能力の余剰がある状況が今後も続き、経営改善が見込めない。
- また、上水道についても、人口減少社会に突入し、今後は需要が減少する見込みであり、特に人口減少が進展している地方においては厳しい事業運営となる。
- このような状況を踏まえ、事業統合・広域化や上水道との連携を推進し、施設の合理化を進めることが重要。



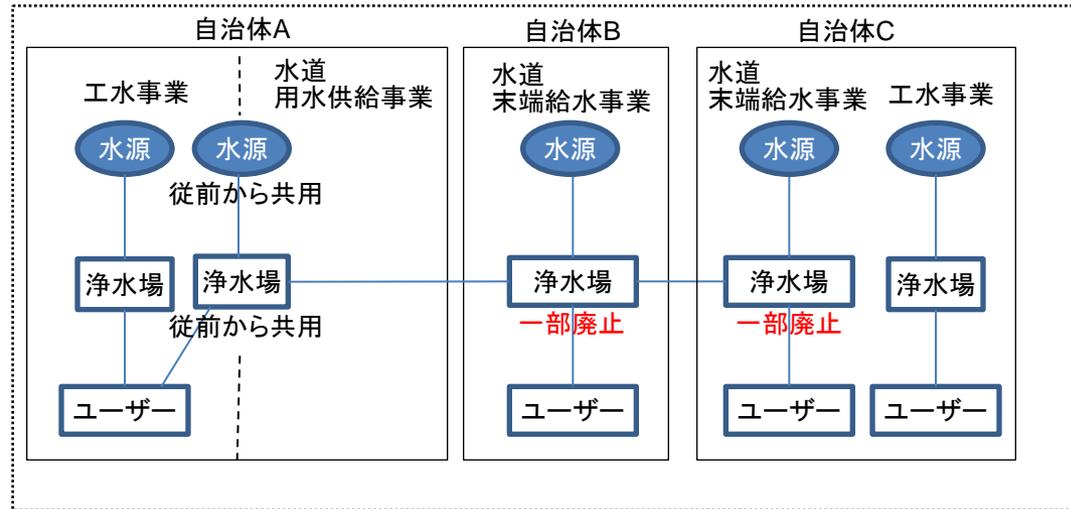
※「連携」については、多様な形式が考えられるが、本検討においては、連携とは、経営改善に資する「連携」を想定している。具体的には、施設の共用化、管路の接続による水運用融通等がこれに該当すると考えられる。(参考資料7)

# 類型① 自治体の枠を越えた組織統合(例:A市水道局とB市水道局の統合)

## ・組織統合のイメージ

### 類型① 自治体の枠を越えた組織統合

### 水道事業広域化(企業団)



## 【現状】

- 現在のところ、工業用水道事業において、経営健全化を目的に自治体の枠を超えて組織統合した事例は無い。(9つの企業団が現存するが、いずれも設立後に組織統合を行った例はない。)
- 現在、厚生労働省の水道広域化の方針を踏まえ、香川県では、香川県水道事業体設立準備協議会を設立し、水道広域化に向けた準備を進めており、この組織に工業用水道事業も経営統合をする予定となっている。

## 【メリット】

- 規模の小さな事業も持続可能となる。
- 人員合理化の余地が広がる。
- 組織が拡大することにより、専門職員の確保が容易になり技術力の維持向上を図ることができる。
- 発注規模拡大により外注費の低減が可能となると共に、PFI/PPPの導入にも資する。
- 会計規模が拡大することにより、資金調達が円滑となる。

## 【課題】

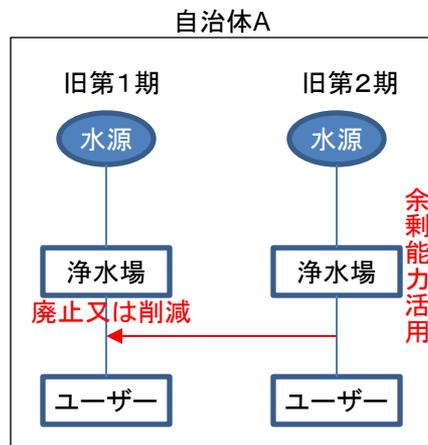
- 各自治体の産業施策として建設された工業用水道は、運営方針、整備状況が異なる。
- 統合により組織体制の見直しが必要。
- 会計の統合が必要であり、健全な工業用水事業にとっては、財務体質が悪い工業用水事業との統合によるメリットがあるケースは限定される。これらにより、組織統合に向けての難易度は高い。

※市町村と都道府県の一部(全体の8割を超える128事業体)は、上水道と同一の組織として運営されており、自治体の枠を超えた統合を実現するには、厚労省の広域化施策と十分に連携していく必要がある。

# 類型②自治体内における事業統合(例:A県第1期工業用水道事業とA県第2期工業用水道事業の統合)

## ・事業統合のイメージ

### 類型② 事業統合(自治体内)



#### 【現状】

- 現在、151自治体が242の工業用水道事業を運営しているが、このうち16の自治体で統合の実績がある。
- 残りの自治体のうち、施設が近接している複数の事業を運営している自治体は10数例あり、このうち数自治体については統合を検討している。なお、検討を行っていない事業のほとんどは黒字事業である。

#### 【メリット】

- 施設の統廃合・合理的な運用が容易になる。
- 管路等の二重化により水の相互融通を通じた安定供給が可能となる。また、施設更新・耐震化工事の自由度が増す。

#### 【課題】

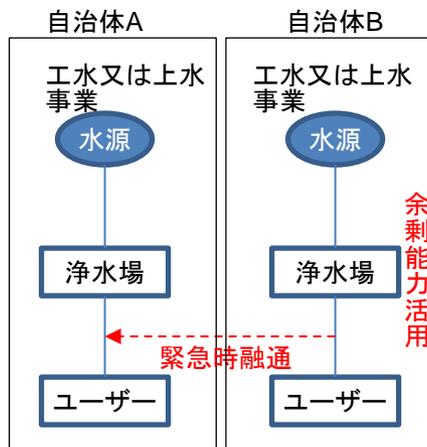
- 初期投資のための一時的な資金が必要。
- 事業統合により施設合理化メリットが出るような隣接関係にある複数の事業が少なく、かつ、経常収支が赤字である事業は数例しかない。

# 類型③ 自治体の枠を越えた連携・施設共用化(上水道・工業用水道)

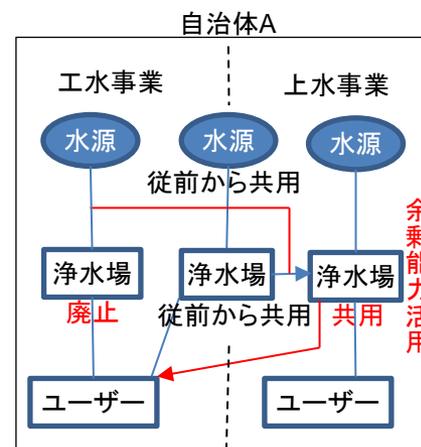
# 類型④ 自治体内における連携・施設共用化(上水道)

## ・施設共用化のイメージ

### 類型③ 施設共用化(他自治体)



### 類型④ 施設共用化(自治体内)



## 【現状】

- 取水関係施設を中心に建設当初から他事業と設備を共用化している事業は多数ある。他方で、施設建設後に社会情勢の変化に応じて、施設の共有化を行った③・④の事例については数例あるのみであった。
- 補助金施設の場合でも、一定の要件のもとで使用開始後10年以上のものは報告のみで共用化可能。

## 【メリット】

- 施設の統廃合・合理的な運用が容易になる。

## 【課題】

- 初期投資のための一時的な資金が必要。
- 費用負担と受益との関係が不明確でユーザーの理解が得られにくい。
- ③については、自治体によって、施設の運営・整備方針が異なる可能性がある。

## 【今後の方向性】

- 類型①から④までの取組については、それぞれ推進するための課題はあるが、工業用水道の取り巻く環境が厳しさを増す中、事業者の経営改善に資する様々なメリットがあることから、各々の地域の実情に応じて積極的に推進すべき。
- 工業用水道事業費補助金制度の見直しの中で、広域化に取り組む事業について、優先的に予算配分を行ってはどうか。
- 特に類型③、④の取組は、現在まだ事例は少ないが、取組を進める余地は高いと考えられることから、上水道との連携等により今後の取組事例の拡大が期待される。事例調査を引き続き実施し、事業者と共有することで本取組を推進することも有効と考えられる。

# 3. 工業用水道の海外展開に向けた検討について(1)

## 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

海外における工業用水道の現状等を調査し、日本の工業用水道事業者が海外展開を行っていく場合の課題と対応策等の検討を行っていくこととしたらどうか。

### 主な検討課題例

- ①上水道と水質や配管において分離されている日本特有の工業用水道システムについて、海外におけるニーズが存在するか。
- ②工業用水道分野単独での事業展開が可能か、上下水道分野との連携の在り方。
- ③海外展開・国際競争力強化を見据えた官民連携の在り方。

## 対応状況

地方公共団体や有識者からのヒアリング等を行い、工業用水道の海外展開に向けた論点について、以下のとおり整理した。(参考資料8)

### 【世界の工業用水の需要の見通し】

- OECDの推計によると2050年の世界の水需要は2000年比で約1.5倍に増加し、特に、工業分野は、約5倍の伸びを見込んでいる。(図3.1参照)
- 民間調査機関等の見通しによると2025年の工業用水・工業下水の市場規模は、2007年比で約2倍の伸びを示している。(表3.1参照)

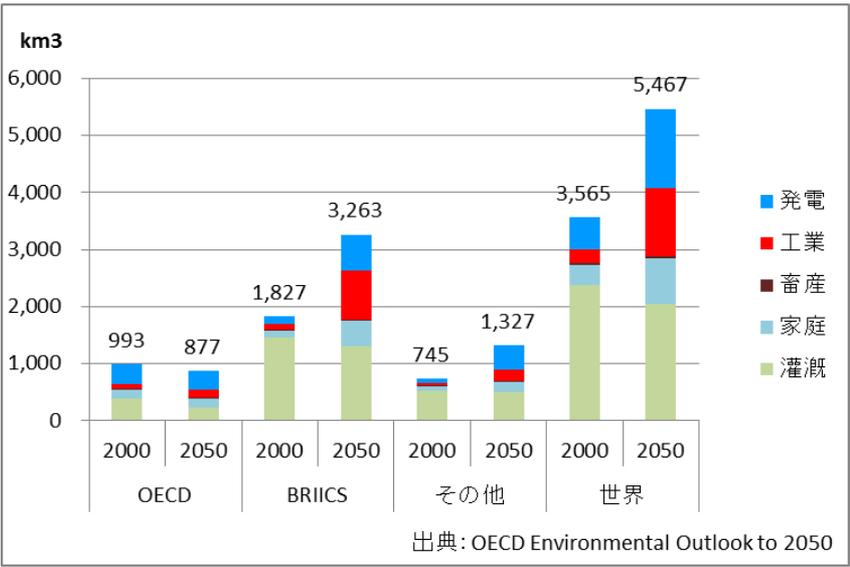


図3.1 世界の水需要の見通し

表3.1 世界の水ビジネス市場の事業分野別・業務分野別成長見通し

(上段: 2025年…合計87兆円、下段: 2007年…合計36兆円)

事業分野 \ 業務分野	素材・部材供給 コンサル・建設・ 設計	管理・運営サービス	合計
上水	19.0兆円 (6.6兆円)	19.8兆円 (10.6兆円)	38.8兆円 (17.2兆円)
海水淡水化	1.0兆円 (0.5兆円)	3.4兆円 (0.7兆円)	4.4兆円 (1.2兆円)
工業用水・ 工業下水	5.3兆円 (2.2兆円)	0.4兆円 (0.2兆円)	5.7兆円 (2.4兆円)
再利用水	2.1兆円 (0.1兆円)	-	2.1兆円 (0.1兆円)
下水	21.1兆円 (7.5兆円)	14.4兆円 (7.8兆円)	35.5兆円 (15.3兆円)
合計	48.5兆円 (16.9兆円)	38.0兆円 (19.3兆円)	86.5兆円 (36.2兆円)

■ : ポリウムゾーン (市場の伸び2倍以上、市場規模10兆円以上)  
■ : 成長ゾーン (市場の伸び3倍以上)

(出典) Global Water Market 2008 及び 経済産業省試算、(注) 1ドル=100円換算

# 3. 工業用水道の海外展開に向けた検討について(2)

## 【新興国における工業用水道事業のニーズ】

- ベトナム、タイ、インドネシア、ミャンマー等の新興国において、新たに工業団地を整備する場合、近隣に水インフラが存在しないことや、存在していても既設の水道インフラだけでは量・質共に団地内の企業にとって十分でないことから、安定した給水を確保するため、水インフラの整備が求められる。
- 水道料金については、一般家庭向け水道に比べて法人向け水道の方が徴収しやすく、一定の収益性も見込みやすいことから、工業用水道インフラの整備は進められやすい。
- 新興国では、上水道の水質が良いとはいえないため、我が国の工業用水道のように、上水道よりも水質と料金を抑えた工業用水専用の水インフラを別途整備するという仕組みにはなりにくい。このこともあり、現在、我が国の地方自治体が新興国における水ビジネスに参画する場合、工業用水であっても上水道部門が対応しているのが実情。

## 【新興国における水道事業参入の留意事項】

現地の政府機関等から水道事業の参入条件の一つとして、水道事業の実績を求められる場合があるため、実績の無い民間企業が参入する場合には、日本国内での水道事業運営の実績がある我が国の地方自治体と連携して海外展開に取り組むことが有効と考えられる。

さらに、水道事業の実施にあたり、現地の政府機関等との交渉が必要となるため、その観点からも、我が国地方自治体が連携して対処することが有効な場合もあると考えられる。

## 【海外展開の意義】

国内において工業用水の大幅な需要の増加が見込まれない中で、工業用水道事業者における経営の改善に向け、今後、水の需要が確実に拡大していくアジアをはじめとする新興国におけるニーズを取り込んでいくことにより、

- ・ 新たな収入源
- ・ 技術の承継と人材育成(我が国水道職員の技術承継やリスク管理の実践)の機会を獲得することが期待される。

## 【課題】

- 総務省「地方自治体水道事業の海外展開検討チーム中間とりまとめ」(平成22年5月)において、地方自治体が海外で水道事業を実施する上での制約は次のとおり整理され、これらの制約はいずれの水道事業者にもあてはまるものと考えられる。
  - ・ 地方公営企業法上の附帯業務に該当するか否かの整理(本来の事業に支障が生じることがあってはならないことはもとより十分な採算性を有することが必要。附帯業務を実施する場合には、議会や住民(※工業用水道事業者においてはユーザー企業)の理解を得ることが不可欠。)
  - ・ 出資に要する経費に係る地方債の取扱い(地方自治体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があること。)
  - ・ 第三セクターへの職員派遣スキームの明確化(地方自治体が出資する第三セクターの主たる業務が国内の水道事業等公益寄与業務と認められる場合には、退職派遣に特段の制約はない。)
- これらの制約に加え、現在、地方自治体においては、料金徴収等の必要性から上水道分野の関連団体(第三セクター等)は多数存在するものの、工業用水道分野の関連団体は存在しないため、工業用水道事業者が海外展開を行う場合はその基盤整備から取り組む必要がある。

## 4. 準公共財としての工業用水道事業の社会貢献について

### 前回の工業用水道政策小委員会における見直しの方向性

- ・ 今後は、防災計画への位置付けや規定における災害時の利活用内容の明確化等、流れを加速。
- ・ 工業用水道事業者が集まる会合において、事例研究として発表等するなど、更に広める努力を実施。
- ・ なお、こうした工業用水道事業者の社会貢献の取組について、一般社団法人日本工業用水協会のホームページにおいて、掲載するなどにより、社会に対してもアピールしていく予定。

### 対応状況

#### 【事例研究・ホームページ紹介について】

- 平成26年10月8日に一般社団法人日本工業用水協会が開催した平成26年度工業用水道事業研究大会（於：福山市）において、宮城県企業局、三重県企業庁、神戸市水道局の協力を得て、災害時における工業用水の有効活用について取組事例を紹介。
- 一般社団法人日本工業用水協会のホームページにおいて、「災害時有効活用事例アンケート結果」、「工業用水の有効活用事例」を掲載した。（平成26年8月28日）

#### 【災害時の利活用等の実施状況】

- 先行事例を提示することで、工業用水道に消火栓を設置している事業者が前年度34事業者から38事業者に増加するとともに、検討中も9事業者あり、着実に検討・設置が進んでいる。なお、上水原水としての活用や飲用等生活用水としての活用の取組について促進はみられない。

#### 工業用水道による社会貢献への取組事例【消火用水としての活用】

【大阪市】  
大阪市政 消防水利規程（昭和58年7月制定・最近改正平成25年8月）

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。  
(6) 公設消火栓とは、水道局が管理する配水管に取りつけられた上水道消火栓及び**工業用水道消火栓**（以下「水道消火栓」という。）をいう。



消火栓（工水） 市内各所に506基設置（配水管1kmあたり約1.8基）